

審査基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
1 業務全般 (10点)	技能実習や特定技能制度で来日し、県内の介護施設で働く外国人介護人材の現状や課題を踏まえ、本業務の目的を理解した上で、本県独自の教育プログラムの構築及びプログラムを用いた研修の実施について、業務の進め方等が具体的に提案されているか。	10点
2 過去の実績 (5点)	外国人介護人材に対する定着支援や教育支援の取組実績から見て、質の高い業務を期待できるか。	5点
3 企画提案内容 (70点)	① 外国人介護人材向けの「円滑就労支援プログラム」について、具体的かつ効果的な実施内容が提案されているか。	15点
	② 外国人介護人材向けの「介護マスタープログラム」について、具体的かつ効果的な実施内容が提案されているか。	15点
	③ ①で構築したプログラムを用いた研修の実施について、具体的かつ効果的な実施内容が提案されているか。	20点
	④ ②で構築したプログラムを用いた研修の実施について、具体的かつ効果的な実施内容が提案されているか。	20点
4 業務フロー及びスケジュール (5点)	年間の業務実施スケジュール、実施内容、担当者等の役割分担が具体的に提案されているか。	5点
5 経費 (10点)	県が提示した委託上限額に見合った提案内容となっており、業務委託期間において要する経費が適正に積算された提案となっているか。	10点

- ・上記集計により決まった順位をもとに、最優秀提案者を決定する。ただし、最高得点であっても、得点が一定基準（6割）に満たない場合、又は審査項目の中で、著しく評価の低い項目がある場合には、受託事業者として選定しない。
- ・提案者が1事業者の場合、得点が一定基準（6割）以上で、審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として選定することができる。